

第4章 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。
- (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された岡山県の推進地域の区域は、次表のとおりである。

【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町

第3項 南海トラフ地震の被害想定

第1章第6節「南海トラフの巨大地震の被害想定」に記載する。

第4項 防災会議

第1章第2節「防災会議」に記載する。

第5項 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1章第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第2節

災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下この章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2章第2節第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章第1節第1項「応急活動体制」に準ずる。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、瀬戸内市災害対策本部条例及び瀬戸内市災害対策本部規程に定めるところによる。

第2章第2節第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章第1節第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

第2章第2節第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章第1節第1項「応急活動体制」に準ずる。

- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第2章第2節第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章第1節第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3節

地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

第3章第1節第2項「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮する。

第3章第1節第2項「地震・津波情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

第3章第4節第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 二次災害の防止

市は、地震・津波による危険物施設、魚介類の養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、関係部署へ指示する。

第2章第3節第5項「危険物施設等災害予防計画」、第6項「有害物質等災害予防計画」、第7項「流出油等災害予防計画」及び第3章第2節第8項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

4 救助活動

第2章第2節第3項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章第2節第1項「救助計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

第2章第2節第3項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章第2節第3項「救急・医療計画」に準ずる。

6 消火活動

第3章第2節第7項「消火活動に関する計画」に準ずる。

7 物資調達

第2章第1節第8項「物資等の確保計画」及び第3章第2節第11項「救援物資等の受け入れ、集積、搬送、配分計画」並びに第3章第3節第4項「食料供給、炊き出し計画」、第5項「飲料水の供給計画」、第6項「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

8 輸送活動

第3章第2節第10項「緊急輸送計画」に準ずる。

9 保健衛生・防疫活動

第3章第3節第9項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 資機材の調達手配

第2章第2節第6項「災害救助用資機材の確保計画」及び第7項「建設用資機材の備蓄計画」並びに第3章第2節第2項「資機材調達計画」に準ずる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県等へ人員派遣等を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3項 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章第2節第11項「広域的応援体制整備計画」及び第3章第1節第5項「広域応援」のとおりである。
- 2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請する。
- 3 自衛隊の災害派遣に関しては、市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

第3章第1節第6項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第4項 帰宅困難者への対応

第3章第2節第6項「交通の確保計画」に準ずる。

第1章
総則

第2章
予防計画
地震・津波災害

3章
応急対策計画
地震・津波災害

第4章
防災対策推進計画
南海トラフ地震

第5章
復旧・復興計画
地震・津波災害

第4節

津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、必要に応じて水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中の場合は直ちに工事を中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずる。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の計画に基づき、各種整備を行うものとし、詳細については各管理者が別に定める。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- 3 市及び県は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。
- 4 市及び県は、防災行政無線等の整備等の方針及び計画を定める。
- 5 市及び県は、海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。
第2章第3節第2項「公共施設等災害予防計画」及び第9項「津波災害予防計画」に準ずる。

第2項 津波に関する情報の収集・伝達等

津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は、第3章第1節第2項「地震・津波情報の種別と伝達計画」のとおりとするほか、市は、次の事項に配慮する。

- 1 津波に関する情報が、市内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達する。
この際、障がいのある人や外国人等の要配慮者に配慮する。
- 2 津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行う。
- 3 船舶に対する津波警報等の伝達
- 4 船舶漁船等の固定、港外退避などの措置
- 5 市内の被害状況の迅速・確実な把握
- 6 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

第3項 避難対策等

1 市は、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ適切な対応を実施するとともに、次の点について県の協力を得る。

(1) 第4章第4節第7項「市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策2(3)」に定めるところにより、県が管理する施設を避難場所として開設する際の協力

(2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

第2章第1節第7項「要配慮者等の安全確保計画」、第2章第2節第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」、第3章第1節第4項「災害救助法の適用」及び第3章第2節第4項「避難及び避難所の設置・運営計画」並びに第3章第3節第1項「要配慮者支援計画」に準ずる。

2 市は、県と協力して地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。

市は、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報を行う。

3 市は、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平常時から周知しておく。

また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等の理由により住民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、津波避難ビルの指定を行う。

さらに、津波浸水予測図に基づいて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第2章第2節第13項「津波避難計画」に準ずる。

第4項 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土のう等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (7) 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立

- 2 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとる。
 - (1) 市内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配置

第5項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させる措置は、次のとおりとする。

第2章第3節第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章第4節第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

2 電気

- (1) 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

- (2) 指定公共機関である中国電力ネットワーク株式会社岡山東ネットワークセンターが行う措置は、次のとおりとする。

第2章第3節第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章第4節第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- (2) 指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び一般財団法人岡山県L Pガス協会等が行う措置は、次のとおりとする。
- 第2章第3節第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章第4節第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

4 通信

- 指定公共機関である西日本電信電話株式会社岡山支店及び株式会社N T T ドコモ岡山支店が行う措置は、次のとおりとする。
- 第2章第3節第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章第4節第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

5 放送

- (1) 指定公共機関である日本放送協会岡山放送局が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。次のとおりとする。
- また、地震・津波情報の伝達については、第3章第1節第2項「地震・津波情報の種別と伝達計画」 「2 (1) 岡山気象台からの伝達」及び「3 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統」に準ずる。
- (2) 指定公共機関である各民間放送会社（R S K山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。

第6項 交通対策

1 道路

自治体、道路管理者及び県警察は、津波襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、あらかじめ周知するとともに、次に定める通行禁止等を行う。

- (1) 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限
- (2) その他必要な交通規制

第3章第2節第6項「交通の確保計画」「3(1)陸上交通の確保」及び第3章第4節第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

2 海上

- (1) 海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制し、又は禁止する。

- (2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、可能な限り船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

港湾区域内の海上交通の確保については、第3章第2節第6項「交通の確保計画」「3(2)海上交通の確保」に準ずる。

また、交通施設の応急復旧計画については、第3章第4節第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

3 航空

- (1) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなど安全確保計画をとるとともに、利用者に対し、津波情報を周知する。

航空交通の確保については、第3章第2節第6項「交通の確保計画」、交通施設の応急復旧計画については、第3章第4節第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

4 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運航の停止その他運行上の措置は次のとおりとする。

また、陸上交通の確保については、第3章第2節第6項「交通の確保計画」「3(1)陸上交通の確保」、交通施設の応急復旧計画については、第3章第4節第3項「公共施設等応急対策計画」「3(3)交通施設の応急復旧計画」に準ずる。

5 乗客等の避難誘導

駅、空港、港湾のターミナル等の施設管理者は、市が定める津波避難誘導計画との整合性を図りながら、避難誘導計画等を定める。

第1章
総則

第2章
地震・津波災害
予防計画

3章
地震・津波災害
応急対策計画

4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
地震・津波災害
復旧・復興計画

第7項 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討する。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう、来場者等に対し伝達する方法を明示する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

ク 市が管理する施設における具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、次の措置をとる。

(ア) 当該学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては、

(ア) 重度障害のある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は現地本部等が置かれる庁舎等の管理者は、1 (1)各施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材を搬入、配備する。

(3) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第8項 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

県は、市の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組について、必要に応じて、適切な助言等を行う。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

県は、市の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行う。

第5節

時間差発生等における円滑な避難の確保等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、市、県及び関係機関の役割については、第4章第4節第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制、市、県及び関係起案の役割については、第4章第4節第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。
災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章第2節第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章第4節第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。
地域住民等からの問い合わせに対応できるよう窓口等の体制については、市で定める。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、第3章第1節第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。
避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、第3章第1節第3項「被害情報の収集伝達計画」「3対策 応急対策時の被害情報の収集・連絡」に準ずる。
災害対策本部からの指示事項等の伝達については、第4章第2節第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。
 - (4) 災害応急対策をとるべき期間等
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 避難所の運営

市における避難後の救護の内容については、第4章第4節第3項「避難対策等」に準ずる。

(6) 消防機関等の活動

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

イ 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとる。

ウ 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達

(イ) 不法事案等の予防及び取締り

(ウ) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

イ 電気

指定公共機関の中国電力ネットワーク株式会社岡山東ネットワークセンターは、必要な電力を供給する体制を確保する。

ウ ガス

(ア) 指定地方公共機関であるガス事業者の岡山ガス株式会社及び（一社）岡山県LPガス協会は、必要なガスを供給する体制を確保する。

(イ) 岡山ガス株式会社等の都市ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

エ 通信

通信各社は、第1章第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

オ 放送

(ア) 指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

(イ) 指定地方公共機関の各民放放送会社は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

(9) 金融

指定公共機関の日本銀行岡山支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

(10) 交通

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図る。

(イ) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第4章第4節第6項「交通対策」に準ずる。

(ウ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は第4章第4節第6項「交通対策」に準ずる。

イ 海上および航空

(ア) 水島海上保安部、玉野海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に第4章第4節第6項「交通対策」に準じて行う。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、第4章第4節第6項「交通対策」に準じて行う。

ウ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を第4章第4節第6項「交通対策」に準じて行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

(11) 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(ア) 庁舎等公共施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

上記のa～hにおける実施体制（hにおいては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- d 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその現地本部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(ウ) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力する。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として中断する。

(12) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町が実施する活動との連携体制等の構築の措置を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章第4節第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第4章第2節第2項「災害対策本部等の組織及び運営」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章第4節第2項「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。
市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第1章
総則

第2章
予防計画
地震・津波災害

3章
応急対策計画
地震・津波災害

第4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
復旧・復興計画
地震・津波災害

第6節

地震防災上緊急に整備すべき
施設等の整備計画第1章
総則

1 施設整備計画作成の方針

避難場所、避難経路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第2章
予防計画
地震・津波災害

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

第2章第3節第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」「3対策」「第1建物の不燃化・耐震化」に準ずる。

(2) 避難場所の整備

第2章第2節第4項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(3) 避難経路の整備

第2章第2節第4項「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 土砂災害防止施設

第2章第3節第2項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(5) 津波防護施設

第2章第3節第2項「公共施設等災害予防計画」及び第9項「津波災害予防計画」に準ずる。

(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備

第2章第2節第10項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

第2章第3節第2項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(8) 通信施設の整備

3章
応急対策計画
地震・津波災害4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画第5章
復旧・復興計画
地震・津波災害

第2章第2節第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

第1章
総則

第2章
地震・津波災害
予防計画

3章
地震・津波災害
応急対策計画

第4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
地震・津波災害
復旧・復興計画

- 1 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
 - 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
 - 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
 - 4 市は、地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な訓練を実施する。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練

なお、訓練計画は、第2章第2節第14項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。
 - 5 市及び県は、災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織等による防災訓練の実施を普及する。
- 第2章第1節第5項「住民、地域、企業等の防災訓練計画及び参加」に準ずる。

第8節

地震防災上必要な教育及び
広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関で行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、県及び防災関係機関等と協力して地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

この際、障がいのある人や外国人等の要配慮者に配慮する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必

需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第2章第1節第1項「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。

3 児童、生徒等に対する教育

市及び県は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

なお、防災教育の推進については、第2章第1節第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市及び県が実施する研修に参加するよう努める。

5 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第9節

南海トラフ地震に係る
地震防災対策の施策目標等

南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第1章第1節「総則」に記載する本計画の目的、基本理念を踏まえ、ハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進する。なお、基本的施策の計画等は次のとおりとする。

1 晴れの国おかやま生き生きプラン

「晴れの国おかやま生き生きプラン」に、令和3年度から令和6年度までの4年間で重点的に取り組む行動計画の一つとして設けた「防災対策強プログラム」に定める重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。

2 岡山県国土強靱化地域

将来にわたって安心して暮らせる安全な地域であり続けるため、岡山県国土強靱化地域計画に基づき、市町村や民間事業者等と連携し、平常時から限られた資源を有効に活用しながら地域の強靱化を着実に進め、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会の構築を図る。

3 地震防災対策緊急事業五箇年計画

避難場所、避難路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、整備を推進する。